教育委員会会議

日時 令和2年12月24日(木) 午後2時00分 場所 教育研究所 5階第5研修室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

議案第62号 さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第63号 さいたま市チャレンジスクール業務委託選定委員会委員の委嘱及び任命に

ついて[非公開案件]

議案第64号 令和3年度全国学力・学習状況調査について

3 閉 会

議案第62号

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり制定する。

令和2年12月24日提出

さいたま市教育委員会 教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市教職員服務規程(平成13年さいたま市教育委員会訓令第4号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(赴任)

第4条 「略]

- 2 教職員が赴任したときは、着任届により、速や かに、校長にあっては市教育委員会教育長(以下 「教育長」という。) に、その他の教職員にあっ ては校長にそれぞれ届け出なければならない。
- 3 やむを得ない事情のため、第1項に規定する期 3 やむを得ない事情のため、第1項に規定する期 間内に卦任できない場合は、卦任延期願により、 校長にあっては教育長に、その他の教職員にあっ ては校長に、それぞれ願い出てその承認を得なけ ればならない。

(出勤)

- 第7条 教職員は、校長の定める執務開始時刻まで | 第7条 教職員は、校長の定める執務開始時刻まで に出勤し、直ちに出勤簿に自ら押印しなければな らない。
- 2 [略]

(職務の専念)

第8条 [略]

- 2 「略]
- 務の特例に関する条例(平成13年さいたま市条 例第28号)に基づき、職務に専念する義務の免 除について承認を受けようとするときは、職務専 念義務免除願により教育長に願い出なければなら ない。

(赴任)

第4条 「略]

2 教職員が赴任したときは、着任届(様式第1号) により、速やかに、校長にあっては市教育委員 会教育長(以下「教育長」という。) に、その他 の教職員にあっては校長にそれぞれ届け出なけれ ばならない。

改正前

間内に赴任できない場合は、赴任延期願(様式第 2号) により、校長にあっては教育長に、その他 の教職員にあっては校長に、それぞれ願い出てそ の承認を得なければならない。

(出勤)

- に出勤し、直ちに所定の出勤簿に自ら押印しなけ ればならない。
- 「略]
- 3 出勤簿の様式は、市教育委員会(以下「委員会 という。)が別に定める。

(職務の専念)

第8条 [略]

- 「略〕
- 3 教職員は、さいたま市職員の職務に専念する義 3 教職員は、さいたま市職員の職務に専念する義 務の特例に関する条例(平成13年さいたま市条 例第28号)に基づき、職務に専念する義務の免 除について承認を受けようとするときは、職務専 念義務免除願(様式第3号)により教育長に願い 出なければならない。

(休暇)

- 第10条 教職員が、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成29年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第15条に規定する年次有給休暇又はさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下「勤務時間等規則」という。)第24条第1項第3号本文に規定する休暇(以下「産前産後の休暇」という。)を受けようとするときは、年次有給休暇については年次有給休暇届簿、産前産後の休暇については特別休暇簿により、校長(校長の引き続き3日以上の年次有給休暇又は産前産後の休暇にあっては教育長)に届け出なければならない。
- 2 教職員が、条例第16条に規定する病気休暇を 受けようとするときは、病気休暇簿により、校長 にあっては教育長に、その他の教職員にあっては 校長に、それぞれ願い出なければならない。

3 「略]

4 教職員が、病気休暇を終えて職務に復帰するとき(次の各号のいずれかに該当する場合に限る。)は、あらかじめ、医師の証明書その他の職務復帰に支障がない旨を明らかにする証明書類を添えて、出勤届により、校長にあっては教育長に、その他の教職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

5~7 「略]

- 8 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第2 0号に規定する休暇を受けようとするときは、第 6項の規定による願い出の際、ボランティア活動 計画書を添えなければならない。
- 9 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第2 2号に規定する休暇を受けようとするときは、第 6項の規定による願い出の際、要介護者の状態等 申出書を添えなければならない。
- 10 教職員が、条例第18条に規定する介護休暇を受けようとするときは、介護休暇簿により、校長にあっては教育長に、その他の教職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。
- 11 教職員が、条例第19条に規定する介護時間 を受けようとするときは、介護時間簿により、校 長にあっては教育長に、その他の教職員にあって は校長に、それぞれ願い出なければならない。

(休暇)

- 第10条 教職員が、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成29年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第15条に規定する年次有給休暇又はさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下「勤務時間等規則」という。)第24条第1項第3号本文に規定する休暇(以下「産前産後の休暇」という。)を受けようとするときは、年次有給休暇については年次有給休暇届簿(様式第4号)、産前産後の休暇については特別休暇簿(様式第5号)により、校長(校長の引き続き3日以上の年次有給休暇又は産前産後の休暇にあっては教育長)に届け出なければならない。
- 2 教職員が、条例第16条に規定する病気休暇を 受けようとするときは、病気休暇簿<u>(様式第6号</u> <u>)</u>により、校長にあっては教育長に、その他の教 職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければ ならない。

3 「略]

4 教職員が、病気休暇を終えて職務に復帰するとき(次の各号のいずれかに該当する場合に限る。)は、あらかじめ、医師の証明書その他の職務復帰に支障がない旨を明らかにする証明書類を添えて、出勤届<u>(様式第7号)</u>により、校長にあっては教育長に、その他の教職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。

(1) • (2) [略]

5~7 [略]

- 8 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第2 0号に規定する休暇を受けようとするときは、第 6項の規定による願い出の際、ボランティア活動 計画書(様式第8号)を添えなければならない。
- 9 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第2 2号に規定する休暇を受けようとするときは、第 6項の規定による願い出の際、要介護者の状態等 申出書(様式第9号)を添えなければならない。
- 10 教職員が、条例第18条に規定する介護休暇 を受けようとするときは、介護休暇簿<u>(様式第1</u> <u>0号)</u>により、校長にあっては教育長に、その他 の教職員にあっては校長に、それぞれ願い出なけ ればならない。
- 11 教職員が、条例第19条に規定する介護時間 を受けようとするときは、介護時間簿<u>(様式第1</u>1号)により、校長にあっては教育長に、その他 の教職員にあっては校長に、それぞれ願い出なけ ればならない。

12 教職員が、条例第20条に規定する組合休暇 | 12 教職員が、条例第20条に規定する組合休暇 を受けようとするときは、組合休暇願により校長 に願い出なければならない。

(欠勤)

第11条 教職員は、やむを得ない事由のため欠勤 | 第11条 教職員は、やむを得ない事由のため欠勤 しようとするときは、欠勤届により、あらかじ め、校長にあっては教育長に、その他の教職員に あっては校長に、それぞれ届け出なければならな 11

(休職)

第14条 教職員にあっては第1号に、教員にあっ ては第2号に該当する場合において、休職を願い 出ようとするときは、休職願を委員会に提出しな ければならない。

(1)・(2) 「略]

2 「略]

(復職)

- 第15条 教職員は、休職の事由がやんだときは、 速やかに、復職願を委員会に提出しなければなら ない。
- 2 「略]

(育児休業等)

- 第17条 教職員は、地方公務員の育児休業等に関 する法律(平成3年法律第110号。以下「育児 休業法」という。)第2条第2項の規定により育 児休業の承認を受けようとするときは原則として 育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前 までに、育児休業法第3条第1項の規定により育 児休業の期間の延長の承認を受けようとするとき は、原則として現に承認を受けている育児休業の 期間の満了する日の1月前までに、育児休業承認 請求書により委員会に請求しなければならない。
- 2 教職員は、育児休業法第10条第2項の規定に より育児短時間勤務の承認を受けようとするとき 又は育児休業法第11条第1項の規定により育児 短時間勤務の期間の延長を受けようとするとき は、さいたま市職員の育児休業等に関する条例(平成13年さいたま市条例第13号。以下「育児 休業条例」という。)第13条の規定により育児 短時間勤務承認請求書を委員会に提出しなければ ならない。
- 3 教職員は、育児休業法第19条第1項の規定に より部分休業の承認を受けようとするときは、部 分休業承認請求書により委員会に請求しなければ

を受けようとするときは、組合休暇願(様式第1 2号)により校長に願い出なければならない。

(欠勤)

しようとするときは、欠勤届(様式第13号)に より、あらかじめ、校長にあっては教育長に、そ の他の教職員にあっては校長に、それぞれ届け出 なければならない。

(休職)

|第14条 教職員にあっては第1号に、教員にあっ ては第2号に該当する場合において、休職を願い 出ようとするときは、休職願(様式第14号)を 委員会に提出しなければならない。

(1) • (2) 「略]

2 「略]

(復職)

- 第15条 教職員は、休職の事由がやんだときは、 速やかに、復職願(様式第15号)を委員会に提 出しなければならない。
- 「略]

(育児休業等)

- |第17条 教職員は、地方公務員の育児休業等に関 する法律(平成3年法律第110号。以下「育児 休業法」という。) 第2条第2項の規定により育 児休業の承認を受けようとするときは原則として 育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前 までに、育児休業法第3条第1項の規定により育 児休業の期間の延長の承認を受けようとするとき は、原則として現に承認を受けている育児休業の 期間の満了する日の1月前までに、育児休業承認 請求書(様式第16号)により委員会に請求しな ければならない。
 - 2 教職員は、育児休業法第10条第2項の規定に より育児短時間勤務の承認を受けようとするとき 又は育児休業法第11条第1項の規定により育児 短時間勤務の期間の延長を受けようとするとき は、さいたま市職員の育児休業等に関する条例(平成13年さいたま市条例第13号。以下「育児 休業条例」という。)第13条の規定により育児 短時間勤務承認請求書(様式第17号)を委員会 に提出しなければならない。
 - 3 教職員は、育児休業法第19条第1項の規定に より部分休業の承認を受けようとするときは、部 分休業承認請求書(様式第18号)により委員会

ならない。

4 教職員は、育児休業条例第3条第4号の規定に 4 教職員は、育児休業条例第3条第4号の規定に より再度の育児休業をしようとするときは、あら かじめ育児休業等計画書を育児休業承認請求書と ともに委員会に提出しなければならない。

5・6 「略]

第18条 育児休業、育児短時間勤務又は部分休業 第18条 育児休業、育児短時間勤務又は部分休業 (以下「育児休業等」という。) をしている教職 員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 育児休業等変更届により、遅滞なく委員会に届け 出なければならない。

(1)~(5) 「略]

(育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間 外勤務の制限の請求)

4項において準用する場合を含む。)の規定によ り深夜勤務の制限に関する請求をしようとすると きは、当該請求をする一の期間(6月以内の期間 に限る。) について、その初日(以下「深夜勤務 制限開始日」という。)及び末日を明らかにし て、原則として深夜勤務制限開始日の1月前まで に、深夜勤務・時間外勤務制限請求書により校長 に請求しなければならない。

2 「略]

(育児又は介護の状況変更届)

第20条 前条第1項の請求をした教職員は、次の 第20条 前条第1項の請求をした教職員は、次の 各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、 育児又は介護の状況変更届により校長に届け出な ければならない。

 $(1)\sim(5)$ [略]

2 「略]

(大学院修学休業)

は講師(常勤の者に限る。)は、教育公務員特例 法(昭和24年法律第1号)第26条第2項の規 定により大学院修学休業の許可を受けようとする ときは、大学院修学休業許可申請書により委員会 に申請しなければならない。

(修学部分休業)

第22条 教員は、地方公務員法(昭和25年法律 | 第22条 教員は、地方公務員法(昭和25年法律 第261号)第26条の2第1項の規定により修

に請求しなければならない。

より再度の育児休業をしようとするときは、あら かじめ育児休業等計画書(様式第19号)を育児 休業承認請求書とともに委員会に提出しなければ ならない。

5・6 「略]

(以下「育児休業等」という。) をしている教職 員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 育児休業等変更届 (様式第20号) により、遅滞 なく委員会に届け出なければならない。

(1)~(5) 「略]

(育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間 外勤務の制限の請求)

第19条 教職員は、条例第10条第1項(同条第 | 第19条 教職員は、条例第10条第1項(同条第 4項において準用する場合を含む。)の規定によ り深夜勤務の制限に関する請求をしようとすると きは、当該請求をする一の期間(6月以内の期間 に限る。) について、その初日(以下「深夜勤務 制限開始日」という。)及び末日を明らかにし て、原則として深夜勤務制限開始日の1月前まで に、深夜勤務・時間外勤務制限請求書(様式第2 1号)により校長に請求しなければならない。

2 「略]

(育児又は介護の状況変更届)

各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、 育児又は介護の状況変更届(様式第22号)によ り校長に届け出なければならない。

 $(1)\sim(5)$ [略]

2 「略]

(大学院修学休業)

第21条 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又 第21条 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又 は講師(常勤の者に限る。)は、教育公務員特例 法(昭和24年法律第1号)第26条第2項の規 定により大学院修学休業の許可を受けようとする ときは、大学院修学休業許可申請書(様式第23 号)により委員会に申請しなければならない。

(修学部分休業)

第261号)第26条の2第1項の規定により修 学部分休業の承認の申請をしようとするときは、 学部分休業の承認の申請をしようとするときは、

原則として当該修学部分休業をしようとする期間 の始まる日の1月前までに、修学部分休業承認申 請書を委員会に提出しなければならない。

2 「略]

3 修学部分休業をしている教員は、当該修学部分 休業に係る教育施設の課程を退学し、又は休学し たときは、遅滞なく、修学状況変更届を委員会に 提出しなければならない。

4 「略]

5 修学部分休業をしている教員は、現に承認を受 けている修学部分休業の期間の一部について取消 しを申請しようとするときは、あらかじめ修学部 分休業取消申請書を委員会に提出しなければなら ない。

(自己啓発等休業)

第23条 教員は、さいたま市教員の自己啓発等休 第23条 教員は、さいたま市教員の自己啓発等休 業に関する条例(平成29年さいたま市条例第1 9号。以下この条において「自己啓発等休業条例 」という。) 第3条の規定により自己啓発等休業 の承認の申請をしようとするときは、原則として 当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる 日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書を 確認書とともに委員会に提出しなければならな V

2 • 3 「略]

4 教員は、自己啓発等休業条例第10条第1項の 規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の 状況について報告しようとするときは、自己啓発 等休業状況報告書を委員会に提出しなければなら ない。

5 「略]

(配偶者同行休業)

休業に関する条例(平成27年さいたま市条例第 4号。以下「配偶者同行休業条例」という。) 第 2条及び第5条の規定により配偶者同行休業の承 認の申請をしようとするときは、原則として配偶 者同行休業をしようとする期間の始まる日の1月 前までに、配偶者同行休業承認申請書を確認書と ともに委員会に提出しなければならない。

2 「略]

3 教職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項の 規定により、配偶者同行休業に係る状況について 報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報 告書を委員会に提出しなければならない。

原則として当該修学部分休業をしようとする期間 の始まる日の1月前までに、修学部分休業承認申 請書(様式第24号)を委員会に提出しなければ ならない。

[略]

3 修学部分休業をしている教員は、当該修学部分 休業に係る教育施設の課程を退学し、又は休学し たときは、遅滞なく、修学状況変更届(様式第2 5号)を委員会に提出しなければならない。

「略] 4

5 修学部分休業をしている教員は、現に承認を受 けている修学部分休業の期間の一部について取消 しを申請しようとするときは、あらかじめ修学部 分休業取消申請書(様式第26号)を委員会に提 出しなければならない。

(自己啓発等休業)

業に関する条例(平成29年さいたま市条例第1 9号。以下この条において「自己啓発等休業条例 」という。)第3条の規定により自己啓発等休業 の承認の申請をしようとするときは、原則として 当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる 日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書(様式第27号)を確認書(様式第28号)ととも に委員会に提出しなければならない。

2·3 「略]

4 教員は、自己啓発等休業条例第10条第1項の 規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の 状況について報告しようとするときは、自己啓発 等休業状況報告書(様式第29号)を委員会に提 出しなければならない。

5 「略]

(配偶者同行休業)

第24条 教職員は、さいたま市職員の配偶者同行 | 第24条 教職員は、さいたま市職員の配偶者同行 休業に関する条例(平成27年さいたま市条例第 4号。以下「配偶者同行休業条例」という。) 第 2条及び第5条の規定により配偶者同行休業の承 認の申請をしようとするときは、原則として配偶 者同行休業をしようとする期間の始まる日の1月 前までに、配偶者同行休業承認申請書(様式第3 0号)を確認書(様式第31号)とともに委員会 に提出しなければならない。

「略]

3 教職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項の 規定により、配偶者同行休業に係る状況について 報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報 告書(様式第32号)を委員会に提出しなければ (研修)

- 第25条 教職員は、教育公務員特例法第22条第 | 第25条 教職員は、教育公務員特例法第22条第 2項の規定により勤務場所を離れて研修を行おう とするときは、研修承認願を校長に提出し、その 承認を受けなければならない。
- 2 「略]
- 3 第1項の承認を受けた教職員は、研修が終了し たときは、速やかに研修報告書を校長に提出しな ければならない。

(氏名、住所等の変更)

第27条 教職員は、氏名、住所等を変更したとき 第27条 教職員は、氏名、住所等を変更したとき は、氏名(住所)変更届により、速やかに、教育 長に届け出なければならない。

(兼職及び他の事業等の従事)

- 第28条 教職員は、教育に関する他の職を兼ね、 又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企 業等に従事しようとするときは、兼職(兼業)承 認(許可)願により委員会に願い出なければなら ない。
- 2 校長は、前項の兼職(兼業)承認(許可)願 に、兼職(兼業)承認(許可)願(副申)を添付 しなければならない。

(専従許可)

として当該職員団体の業務に専ら従事するため、 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定 による許可を受けようとするときは、専従許可願 により委員会に願い出なければならない。

2 [略]

ならない。

(研修)

- 2項の規定により勤務場所を離れて研修を行おう とするときは、研修承認願(様式第33号)を校 長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 「略]
- 3 第1項の承認を受けた教職員は、研修が終了し たときは、速やかに研修報告書(様式第34号) を校長に提出しなければならない。

(氏名、住所等の変更)

は、氏名(住所)変更届(様式第35号)によ り、速やかに、教育長に届け出なければならな 11

(兼職及び他の事業等の従事)

- 第28条 教職員は、教育に関する他の職を兼ね、 又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企 業等に従事しようとするときは、兼職(兼業)承 認(許可)願(様式第36号)により委員会に願 い出なければならない。
- 2 校長は、前項の兼職(兼業)承認(許可)願 に、兼職(兼業)承認(許可)願(副申)(様式 第37号)を添付しなければならない。

(専従許可)

- 第29条 教職員は、登録を受けた職員団体の役員 |第29条 教職員は、登録を受けた職員団体の役員 として当該職員団体の業務に専ら従事するため、 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定 による許可を受けようとするときは、専従許可願 (様式第38号)により委員会に願い出なければ ならない。
 - 「略]

様式第1号から様式第38号までを削る。

附則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

提案理由

教職員の服務に関する様式について、迅速かつ効率的に見直しが図れるよう、 規定の整備を行うため、さいたま市教職員服務規程の一部を改正するものです。 なお、施行期日は、令和3年1月1日です。 令和3年度全国学力・学習状況調査について

令和3年度全国学力・学習状況調査について、別紙のとおり対応する。

令和2年12月24日提出

さいたま市教育委員会 教育長 細田 眞由美 令和3年度全国学力・学習状況調査へのさいたま市の対応について

- I 令和3年度全国学力・学習状況調査について
 - 1 調査の目的
 - ○義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や 学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
 - ○学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
 - ○そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査の構成

(1) 本体調査(悉皆調査) 対象学年の全児童生徒を対象とした調査

- (2) 経年変化分析調査(抽出調査)
- (3) 保護者に対する調査(抽出調査) 経年変化分析調査を受けた児童生徒の保護者を対象とした調査
- 3 本体調査(悉皆調査)
- (1)調査の対象

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年の 全児童

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、 特別支援学校中学部第3学年の全生徒

- (2)調查事項
 - ①児童生徒に対する調査
 - ア 教科に関する調査
 - (ア) 小学校調査(国語、算数)、中学校調査(国語、数学)
 - (イ) 出題内容
 - ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、 実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望 ましい知識・技能 等
 - ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力 等
 - 調査問題では、上記①と②を一体的に問う
 - (ウ) 出題形式
 - ・国語及び算数・数学は記述式の問題を一定割合で導入
 - イ 質問紙調査

学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査

②学校質問紙調査

指導方法に関する取組、人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査

(3)調査実施日

令和3年5月27日(木)

(参考) 修学旅行実施校

5月25日出発	原山中学校 尾間木中学校		
5月26日出発	本太中学校		
5月27日出発	南浦和中学校 馬宮中学校 慈恩寺中学校 桜山中学校		

調査の実施については、令和3年5月28日(金)~6月30日(水)の期間の うち対象学校が実施可能な期間

4 経年変化分析調査(抽出調査)

(1)調査の対象

文部科学省が調査対象として抽出した、小学校6年生及び中学校3年生

(2)調查内容

小学校調査: 国語及び算数

中学校調査:国語、数学及び英語のいずれか1教科

(3)調查事項

平成25年度及び平成28年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、全国レベルでの児童生徒の学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、国の教育施策の検証に役立てるための調査

(4)調査の実施

令和3年6月1日(火)~6月30日(水)の期間のうち対象学校が実施可能な期間

- 5 保護者に対する調査(抽出調査)
- (1)調査の対象

本体調査及び文部科学省が調査対象として抽出した、経年変化分析調査を受けた児 童生徒の保護者

(2)調查事項

家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析するために、本体調査及び経年変化分析調査を受けた児童生徒の保護者を対象に、児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する調査

(3)調査の実施

令和3年6月1日(火)~6月30日(水)の期間のうち対象学校が実施可能な期間

- Ⅱ さいたま市の対応について
 - 1 本体調査
 - ○調査に参加する。
 - 2 経年変化分析調査及び保護者に対する調査
 - ○調査に協力する。

2 文科教第727号 令和2年12月23日

各都道府県教育委員会 各指定都市教育委員会 各都道府県知事 構造改革特別区域法第12条第1項 の認定を受けた地方公共団体の長 附属学校を置く各国立大学法人学長 附属学校を置く各公立大学法人の理事長

殿

文部科学事務次官 藤原 誠

令和3年度全国学力・学習状況調査の実施について (通知)

文部科学省において、令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領(以下「本 実施要領」という。)を別紙のとおり決定しましたので通知します。

本実施要領においては、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、実施日程の変更や、平成25年度、28年度に続く第3回目の「経年変化分析調査」、平成25年度、29年度に続く第3回目の「保護者に対する調査」に関する規定を含んでいます。

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努 めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校 における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に 向けた取組を進めること

が重要です。

これらを踏まえ、各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いします。

ついては、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室 電話:03-5253-4111(内線 3726)

令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和2年12月23日 文 部 科 学 省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

Ⅱ. 調査の名称

令和3年度全国学力·学習状況調查

Ⅲ. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

IV. 本体調查

- 1. 調査の対象
- (1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校(以下「公立大学附属学校」という。)を含むものとする。
 - ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年,義務教育学校後期課程第3学年,中等教育学校前期課程第3学年,特別支援学校中学部第3学年

- (2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。 ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒
 - イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受け ている児童生徒

2. 調查事項

- (1) 児童生徒に対する調査
 - ア 教科に関する調査
 - (ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学とする。
 - (イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、 それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想 を立て実践し評価・改善する力等
- (ウ) 調査問題では、上記®と®を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査(以下「児童生徒質問紙調査」という。)を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況 等に関する質問紙調査(以下「学校質問紙調査」という。)を実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査(調査の時間割モデルは別紙1) 調査の実施日は、令和3年5月27日木曜日とする。

ア 小学校調査

- (ア)教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。
- (イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

- (ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び数学それぞれ50分とする。
- (イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。
- (2) 学校に対する質問紙調査 令和3年5月に実施する。
- (3) 調査実施に関するスケジュール 別紙2のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする(調査の実施系統図は別紙3・別紙4)。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等(以下「参加主体」という。) の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会,学校法人,国立大学法人,公立大学法人等は,学校の設置管理者として調査に協力し,自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。 ア 教科に関する調査の結果として、

- (ア) 国語, 算数・数学のそれぞれの教科(以下「各教科」という。) にかかる問題の全体の平均正答数, 平均正答率, 中央値, 標準偏差等
- (イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ
 - ① 都道府県教育委員会
 - ② 都道府県教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)
 - ③ 指定都市教育委員会
 - 4 教育委員会
 - ⑤ 学校
 - 6 児童生徒
- (ウ) 各教科の設問ごとの正答率等
- (エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合
- イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、
- (ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況
- (イ)児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等と の相関関係の分析
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する (文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5)。

- ア 以下の(ア)から(オ)までの区分に応じ、上記(1)ア及びイで示した結果
 - (ア) 国全体(国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況)
 - (イ) 都道府県ごと(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の 状況)
 - (ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
 - (エ) 指定都市ごと(指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
 - (オ)地域の規模等に応じたまとまりごと(「大都市」(指定都市及び東京23区),「中核市」,「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況(一般に公開された場合に,個人,学校,設置管理者等が特定されることのないよう,データの匿名化処理(必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。)を行ったもの)
- ウ その他,調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会,学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は,調査報告書のほか,以下のとおりとする。

- ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下 の調査結果を提供する。
 - (ア) 都道府県教育委員会
 - の 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
 - 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
 - 当該都道府県教育委員会(指定都市を除く。)における市町村教育委員会が設置 管理する学校全体の状況
 - ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
 - の 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況
 - (イ) 市町村教育委員会
 - ◎ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
 - ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況
 - (ウ) 学校
 - の 当該学校全体の状況
 - ② 各学級の状況
 - ③ 各児童生徒の状況
 - ④ 各児童生徒に関する個人票
 - (エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果
- イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4)調査結果の活用

- ア 各教育委員会,学校等及び文部科学省においては,調査の目的を達成するため,以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。
 - (ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。
 - (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
 - (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校 における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に 向けた取組を進めること。
 - (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、 教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各 教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育 施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会,学校等及び文部科学省においては,調査結果についてより一層多面的な 分析や研究が行われるよう,調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
 - (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データを大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。この場合、集計結果データは、以下のとおりとする。
 - の 本体調査データ
 - ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの。
 - ・学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学 校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの。
 - ② 経年変化分析調査データ
 - ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、経年変化分析調査の各教科の解答状況等を一覧に したもの。
 - の 保護者に対する調査データ
 - ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、保護者に対する調査の回答状況等を一覧にしたもの。
 - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、 小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把 握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
 - □ 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が 進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児 童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り 扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

- (ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。
 - 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
 - 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ⑤ 又は◎に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ◎ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが 個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
 - ◎ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
 - ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ◎ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、 (エ) に基づき公表することは可能であること。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下のoからoまでにより行うこと。
 - の 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ◎ (ア) ◎ 又は(イ) ◎ に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合,又は(ア) ◎ において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は,当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに,公表を行う教育委員会は,当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ◎ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- © 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒 の個人情報の保護を図ること。
- ⑤ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な 配慮を行うこと。
- (オ)教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれ の教育委員会の判断に委ねられること。
- イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い
- (ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
- (イ)教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

6. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

- (1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入 学者選抜に関して用いることはできないこととする。
- イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用する に当たり、以下の体制を整備することとする。
 - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、 所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
 - (ウ)教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査 結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
 - (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密について は、その保持を徹底すること。
 - (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に 基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
 - (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
 - (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育 施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、 児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法(匿名加工)に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3)調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、 教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、 または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体 の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌28日金曜日以降6月30 日水曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱 うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数: それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語及び数学:それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動(学級活動)の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語又は算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7)調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

(8)調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和3年3月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

V. 経年変化分析調查

1. 調査の目的

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、国・公・私立学校(本体調査を実施する学校)の 以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年,義務教育学校前期課程第6学年,特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年,義務教育学校後期課程第3学年,中等教育学校前期課程第3学年,特別支援学校中学部第3学年

(2) 調査の対象としないことを原則とする児童生徒は、IV. 本体調査 1. (2) と同様とする。中学校調査の英語においては、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

3. 調查事項

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度及び平成28年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、以下の教科に関する調査を実施する。

- (1) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。英語については、教科に関する生徒質問紙調査及び学校質問紙調査を実施する。
- (2) 出題範囲は、IV. 本体調査 2. (1) ア (イ) と同様とする。
- (3) 出題形式は、IV. 本体調査 2. (1) ア(ウ) と同様とする。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

4. 調查実施日等

(1)調査実施日(調査の時間割モデルは別紙6)

調査の実施日は、令和3年6月1日火曜日から6月30日水曜日までの期間中、調査の対象となった学校(以下「対象学校」という。)が実施可能な日とする。

ア 小学校調査

対象学校は、国語又は算数のいずれか1教科を40分で実施する。

イ 中学校調査

対象学校は、国語、数学又は英語のいずれか1教科を実施する。調査時間は、国語及び数学においては、それぞれ45分とする。

英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分程度とする。対象学校の生徒全員が「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」、「話すこと」に関する全ての問題を6時限以内で終了するとともに、「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。英語に関する生徒質問紙調査及び学校質問紙調査は、各対象学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 調査実施に関するスケジュール 別紙7のとおりとする。

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は, IV. 本体調査 4. と同様とする (調査の実施系統図は別紙8・別紙9)。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施は教育委員会の職務権限である。そのため、当該対象学校を設置管理する教育委員会(以下「対象教育委員会」という。)は、調査の実施について、主体性と責任を持って当たることとする。

6. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表する。なお、経年変化分析調査は全国的な学力の状況について経年の変化を把握・分析するものであることから、対象教育委員会及び対象学校に対する調査結果の提供は行わない。

(1)調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、全国的な状況に関し、 具体の問題内容が明らかにならない範囲で、児童生徒の学力に関する経年変化の分析結果等 を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホー ムページに掲載する。

(2)調査結果の活用

文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

7. 調査実施に当たっての相談体制

IV. 本体調査 6. と同様とする。

8. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学 校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

- ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者 等の関係者に周知すること。
- エ 対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

Ⅳ. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数:1単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学:1単位時間相当

外国語:1.3単位時間相当

(4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

Ⅳ. 本体調査 7. (6) と同様とする。

(6) 調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査結果に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

(7)調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和3年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

VI. 保護者に対する調査

1. 調査の目的

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

本体調査及び経年変化分析調査を実施した児童生徒の保護者を対象とする。

3. 調查事項

児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施する。

4. 調查実施日等

調査実施は、令和3年6月1日火曜日から6月30日水曜日までの期間とする。

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、V. 経年変化分析調査5. と同様とする。

6. 調査結果の取扱い

(1)調査結果の公表

文部科学省は、全国的な状況に関し、調査の回答状況の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2)調査結果の活用

調査結果の貸与については、V. 経年変化分析調査6. (2) と同様とする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは, IV. 本体調査 5. (5) イ (ア)

と同様とする。

7. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校及び保護者等からの問合せ や調査資材の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

8. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学 校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

- イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者 等の関係者に周知すること。
- エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

Ⅳ. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 障害のある保護者に対する配慮

障害のある保護者については、当該保護者の障害の種類や程度に応じて、点字・拡大文字・ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、フィリピノ語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5) 調査マニュアルの作成・配付

V. 経年変化分析調査8. (7) と同様とする。

本体調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和3年5月27日(木) (後日実施は,5月28日(金)~6月30日(水)まで可能。)

2. 時間割モデル

◈小学校

1時限目	2時限目	
国語 (45 分)	算数 (45 分)	児童質問紙 (20~40 分程度)

*児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校

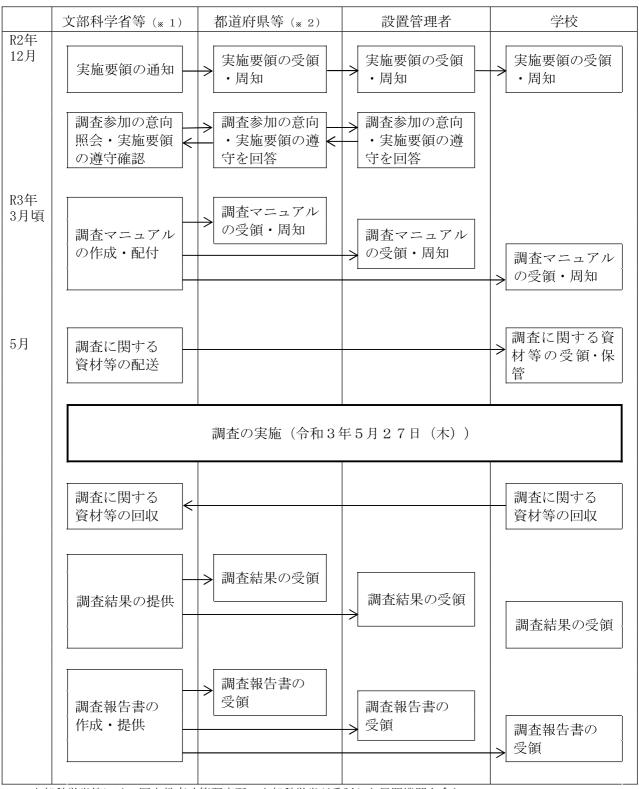
1時限目	2 時限目	
国語	数学	生徒質問紙
(50 分)	(50 分)	(20~45 分程度)

* 生徒質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

<補足>

※児童生徒質問紙調査は、一部の学校において、学校の端末を活用して実施する。

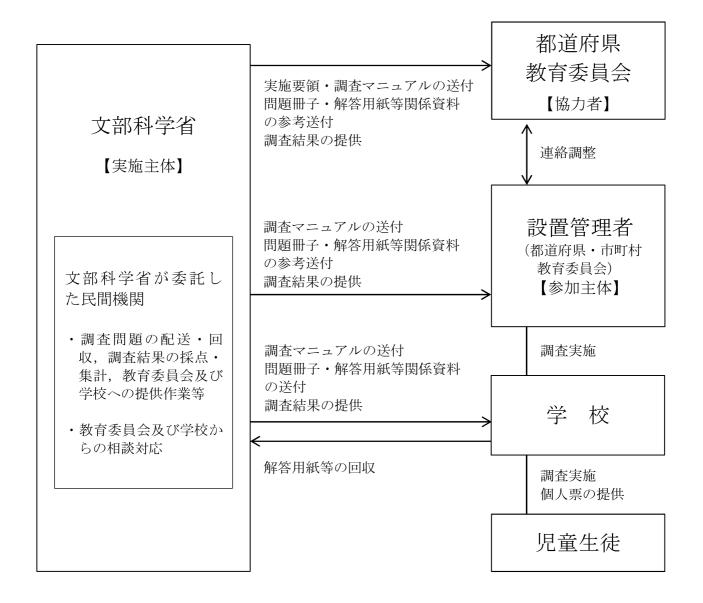
本体調査の実施に関するスケジュール(予定)



- ※ 1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。
- * 2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

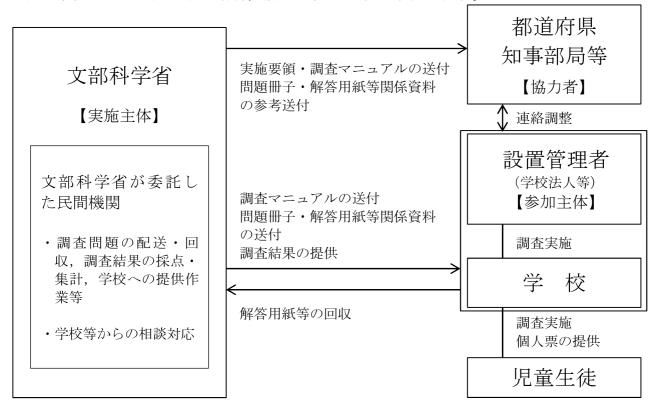
本体調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合, 調査は次のような系統で行う。



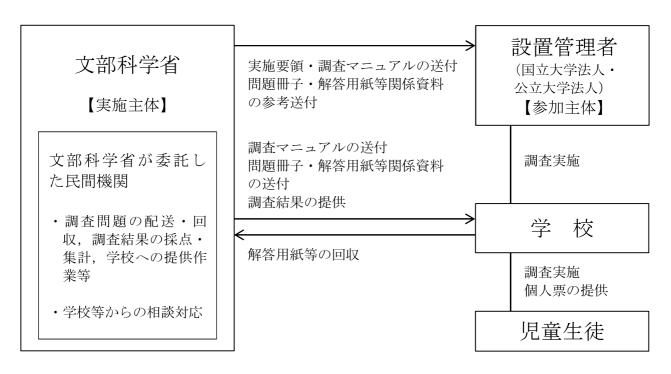
本体調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合,調査は次のような系統で行う。



本体調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における本体調査結果の公表の体系

			公表の区分				
実施要領の記載		5.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	5.(2)ア(イ) 都と ア(東東 で	5.(2)ア(ウ) 都にでは、 指除く。) お道定は、 を は が が が る が る が る が る り が る り の 状 に り の の の の の の の の の の の の の の の の の の	5.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	5.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりごと (市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)*1	
	5.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数, 平均正 答率, 中央値, 標準偏差等		0	0	0	0	0
	5.(1)ア(イ) ・右の欄のそ れぞれを単 位とした平均 正答数等の 分布等が分 かるグラフ	① 都道府県教育 委員会	0	-	-	-	-
		② 都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	0	-	-	-	-
		3 指定都市教育委員会	0	-	-	-	-
調		④ 教育委員会	0	-	-	-	-
査結		⑤ 学校	0	-	-	-	-
果の		6 児童生徒	0	0	0	0	0
内容	5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合 5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況		0	0	0	0	-
			0	0	0	0	0
	5. (1) イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況と教科 に関する調査の正答率等との相 関関係の分析		0	Δ * 2	Δ * 2	Δ * 2	_

- *1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区),「中核市」,「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- *2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

経年変化分析調査の実施に関する時間割モデル

<u>1. 調査実施日</u>

令和3年6月1日(火)~6月30日(水)の期間中、対象学校が実施可能な日

2. 時間割モデル

◆対象小学校(国語,算数)

実施可能な 1 時限 (40 分)
国語又は算数 (40 分)

◆対象中学校(国語,数学)

実施可能な1時限
(45 分)
国語又は数学
(45 分)

◆対象中学校(英語)

- ・「聞くこと」,「読むこと」,「書くこと」に関する問題は45分とし,「話すこと」 に関する問題は5分程度とする。
- ・対象学校の生徒全員が「聞くこと」, 「読むこと」, 「書くこと」, 「話すこと」に関する全ての問題を6時限以内で終了する。
- ・「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を 保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。
- ・英語に関する生徒質問紙調査は、各対象学校の状況に応じて適切に実施する。

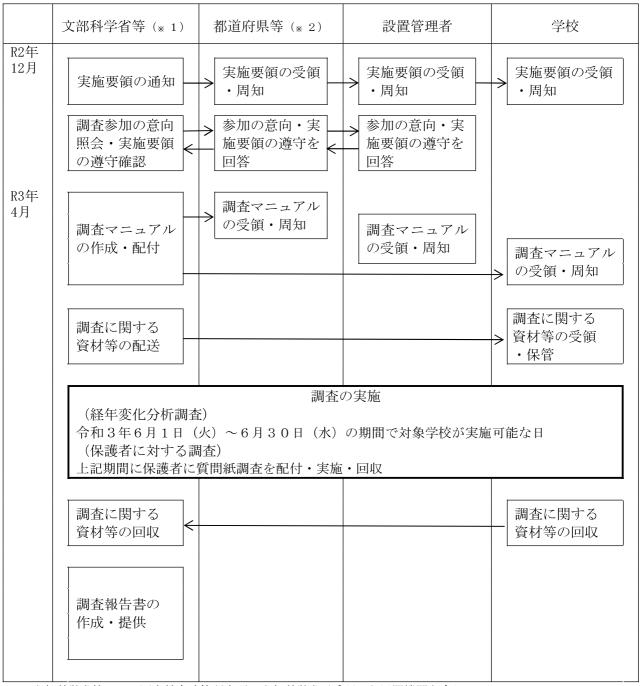
(対象学年が3学級で1教室の例)

	(13K1 + 1 0 1 1 K C 1 X Z 1 / 1)				
1 時限目		2 時限目	2 時限目 3 時限目		
	(50分)	(50分)	(50分)	(50分)	
	英語「聞くこと、読	英語「話すこと」	英語「話すこと」	英語「話すこと」	
	おこと、書くこと」 +生徒質問紙 (45分) (1組)		十生徒質問紙	十生徒質問紙	
			(2組)	(3組)	
		(15 分×3 グループ)	(15 分×3 ゲループ)	(15 分×3 グループ)	

<補足>

- ※英語「話すこと」+生徒質問紙調査にかかる時間は、準備や移動を含み15分程度。
- ※対象学校には必要に応じて事業者から調査で使用する端末やヘッドセット等を貸与する。
- * 対象学校には事業者からサポート員を派遣する。

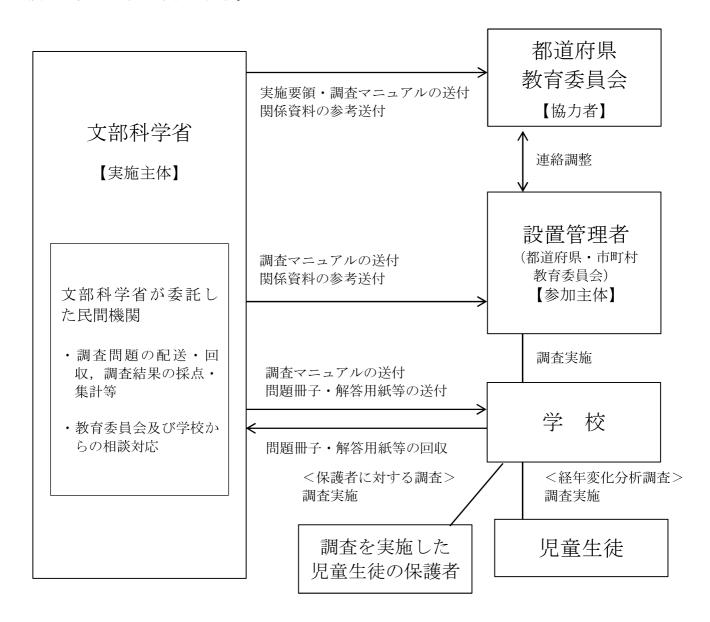
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施に関するスケジュール(予定)



- ※ 1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。
- ※ 2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

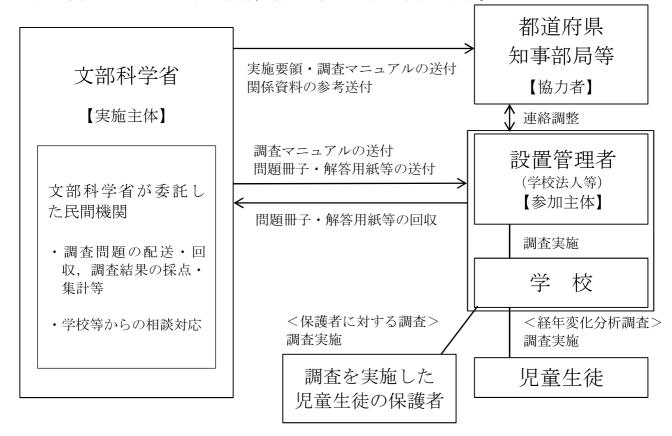
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図 【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合, 調査は次のような系統で行う。



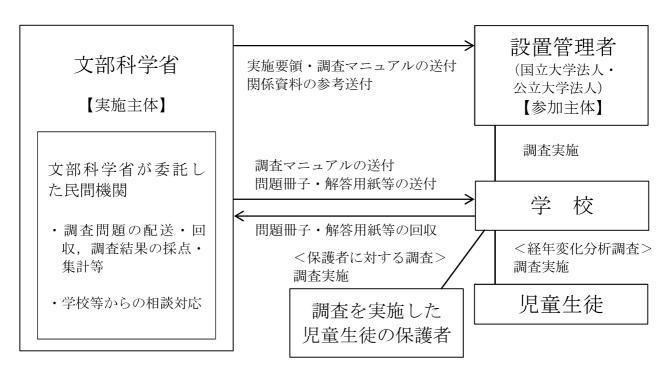
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



提案理由

文部科学省が実施する「令和3年度全国学力・学習状況調査」への、さいたま市の対応について、決定するものです。